

若狭東高校 いじめ防止基本方針

平成26年3月18日策定

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

(1) 道徳・人権教育の推進

道徳・人権に関するホームルーム活動や講演会等を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。

(2) 特別活動の充実

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事さらに部活動等の集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。

4 いじめの未然防止のための取組み

(1) 教育相談体制の充実

クラス担任による定期的な個別面談等や教育相談担当による面談を通して、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言やクラス全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。

(2) 生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等についてクラスST、生徒集会や学年集会等において生徒への注意喚起に努める。

SNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について外部講師による講演会を実施し生徒への注意喚起に努める。

5 いじめの早期発見のための取組み

(1) 「いじめ発見のチェックポイント」「いじめに関するアンケート」の活用

全職員が「いじめ発見のチェックポイント」をもとに日常的に生徒を観察する。また、毎月「いじめに関するアンケート」を実施し、それをクラス担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

(2) 保護者との連携

日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

(3) 外部機関との連携

警察署（スクールサポーター）や青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換の中で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

6 いじめの早期解決に向けた取組み

(1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分にいき、一日も早く安心して学校生活を送れるように努める。

加害生徒に対して、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、警察署（スクールサポーター）や青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および警察署等と連携して対処する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会（生徒支援委員会が兼ねる）

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、必要に応じて開催する。

（構成員）教頭、教務部長、生徒指導部長、教育相談室長、保健部長、養護教諭、学科・コース主任、学年主任

- (活動)・いじめ問題対応の年間計画の作成
- ・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の委員会等を開催しいじめの早期解決に向けた取組みを行う。

①生徒指導委員会

懲罰規定に該当するいじめが起きたとき、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

(構成員) 校長、教頭、生徒支援委員長、教務部長、生徒指導部長、教育相談室長、科長、学年主任、生徒指導部生活指導担当、当該学科・コース主任、当該クラス担任、その他必要な教員。

(活動)・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正
- ・いじめた生徒への対応

②生徒支援委員会

懲罰規定に該当しないいじめが起きたとき、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

(構成員) 教頭、教務部長、生徒指導部長、教育相談室長、保健部長、養護教諭、当該学科・コース主任、当該学年主任、当該クラス担任、その他必要な教員。

(活動)・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正
- ・いじめられた生徒への対応

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 「いじめ調査専門委員会」が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

9 学校評価における留意事項等

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組やいじめの未然防止のための取組に関すること。
 - ・いじめの早期発見や早期解決に向けた取組に関すること。
- (2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。

付則：平成28年3月22日 一部改訂